

寒川町まちづくり寄附金条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
～略～ (寄附金の受入れ等) 第3条 (略) 2 寄附者が<u>指定代理納付者</u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2第6項____に規定する<u>指定代理納付者</u>をいう。以下同じ。)に寄附金を納付させる場合は、寄附金の申込みを取り扱うことについて町と契約した事業者が運営するホームページからの申込みその他これに類する方法をもつて前項の受付に代えることができる。 3～5 (略) ～略～ (公表の時期等) 第5条 (略) 2 前項の規定による公表において、<u>指定代理納付者</u>に寄附金を納付させた寄附者については、匿名を希望したものとみなし、その氏名又は団体名を公表しない。 ～略～	～略～ (寄附金の受入れ等) 第3条 (略) 2 寄附者が<u>指定納付受託者</u>(地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する<u>指定納付受託者</u>をいう。以下同じ。)に寄附金を納付させる場合は、寄附金の申込みを取り扱うことについて町と契約した事業者が運営するホームページからの申込みその他これに類する方法をもつて前項の受付に代えることができる。 3～5 (略) ～略～ (公表の時期等) 第5条 (略) 2 前項の規定による公表において、<u>指定納付受託者</u>に寄附金を納付させた寄附者については、匿名を希望したものとみなし、その氏名又は団体名を公表しない。 ～略～ <u>附 則</u> <u>この規則は、令和4年1月4日から施行する。</u>